

第二期天童市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する
意見の検討結果

1 意見提出期間

令和2年2月10日（月）から令和2年2月25日（火）まで

2 提出された意見の件数及び提出者数

(1) 提出件数 2件

(2) 提出者数 1人

3 提出された意見の概要及び当該意見に対する市の考え方

No.	頁	計画等の項目	提出された意見の概要	市の考え方
1	22、 66	第5章 幼児教育・保育 及び地域子ども・子育て支援 事業に関する 量の見込みと 確保方策 4 地域子ども・子育て支援 事業計画 (3) 放課後児童 健全育成事業（放課後児童 クラブ）	天童市の放課後児童クラブについては、2019年は市内26か所に整備され、小学生の放課後の生活の場として、働きながら子育てをする保護者にとって重要な役割を担っています。 本計画案66ページには、令和2年度以降の利用量は増加傾向の見込みが示されており、確保方策では量的に余裕があるとの見積もりがなされています。 また、令和2年度と3年度の間には135人の確保数の増加が記載されていることから、新たな放課後児童クラブの設置を計画していると読み取ることができ、今後の放課後児童クラブの量的な面での拡充を期待するものです。 さて、66ページで示さ	女性の就業率が向上することを想定して、放課後児童クラブの整備を計画的に行うことを盛り込みました。 小学校児童数の推移と入所率を考慮し、1支援単位当たりの児童数は、おおむね40人以下となるよう努めます。

		<p>れた人数は、22ページの児童福祉施設等の状況で記載の市内26か所の放課後児童クラブの「規模人数」に近似していますが、量の確保という点では十分にクリアする数字とはなっているものの、この人数については、「天童市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下、「条例」）に定めるこども一人当たりの面積（1.65㎡）をもとに、専用区画の面積から算出したものと思われ、今後これほど多くの子どもの入所を受け入れることは現実的に難しいものと考えます。</p> <p>そもそも「放課後児童クラブ運営指針」にある子ども集団の規模（支援の単位）は、「子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする」ものであり、天童市においても、条例に定めるとおり「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下となるよう努めなければならない」としているものであ</p>	
--	--	---	--

			るので、保育の質を担保するために、市内全域において掲げられた適正な規模での保育が実施される計画となるよう要望します。	
2			子どもたちの保育に当たる放課後児童支援員については、慢性的に人材確保に苦慮していると聞いております。苦慮している大きな理由が全般的な処遇面での不十分さにあるとも聞いています。放課後児童クラブで働く支援員の処遇改善は、これからの保育の質の向上に不可欠なものと考えます。今次計画の策定、実行に当たっては放課後児童支援員の処遇改善の検討についても合わせて強く要望するものです。	放課後児童支援員の処遇については、国の基準に基づき、毎年処遇改善を行ってきており、今後も引き続き処遇改善に努めていきます。

4 策定等案を修正した内容
修正なし

<問合せ先>

天童市健康福祉部子育て支援課家庭支援係
〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号
TEL：023-654-1111（内線 722）
FAX：023-654-2482
E-mail：jidoukatei@city.tendo.yamagata.jp